

## 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### <目標>

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきており、女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会を始めとする国際会議等における議論や、2015年9月の国連総会で採択される予定のポスト2015年開発アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえつつ、引き続き、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。

また、我が国は、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ(平成17年3月公表)を踏まえ、ジェンダー主流化の視点に立った政府開発援助(ODA)に取り組んできた。引き続き、こうした視点を重視し、開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)に基づき、開発協力を推進することにより、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する。

さらに、国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するとともに、我が国の経験等をいかした取組等を、国際会議等の機会を利用して、国際社会に効果的に発信、共有することにより、国際的な取組の更なる推進に貢献する。

### 1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

#### (1) 施策の基本的方向

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、「北京宣言及び行動綱領」等女性の地位向上のための国際規範・基準、国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論や、ポスト2015年開発アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。

#### (2) 具体的な取組

##### ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守

- ① 女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努める。
- ② そのため、女子差別撤廃条約を始めとする国際規範、国際的な議論等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努める。  
特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する。
- ③ 国際的な潮流を踏まえつつ、日本国内の国連機関と連携を図るとともに、NGOとの対話、連携に努める。
- ④ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員等に対して、研修等

の取組を通じて理解の促進を図る。

- ⑤ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの見解等に関し、男女共同参画会議は、各省における対応方針の報告を求め、必要に応じて取組の強化等を政府に対して働きかける。

## イ 未締結の条約等に関する検討

- ① 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）、パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（改正）に関する改正条約（ILO第183号条約）、家事労働者の適切な仕事に関する条約（ILO第189号条約）その他男女共同参画に関連の深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する。特に、女子差別撤廃条約の選択議定書については、締約国が増加していることも踏まえ、早期締結について真剣に検討を進める。

## 2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

### （1）施策の基本的方向

ポスト2015年開発アジェンダの達成及び北京行動綱領の実現に向けて、ODAプログラム・プロジェクトを効果的に実施し、国際的な取組に積極的に貢献する。さらに、平和構築、自然災害も含めた開発協力のあらゆる段階、国際的な政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。

我が国の貢献や経験をいかした取組等を、国際会議等の機会を利用して、効果的に発信、共有することにより、国際的な取組の更なる推進に貢献する。

### （2）具体的な取組

#### ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- ① 開発協力大綱に基づき、男女共同参画の視点を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。
- ② 特に、男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力の政策立案、実施、評価のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。
- ③ 関係国連機関、外国政府、民間部門、地方公共団体、NGO等との連携を強化する。
- ④ 男女共同参画を重視する我が国のODA政策や取組の状況について発信する。

#### イ 女性の平和等への貢献

- ① 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号等を踏まえ、効果的に

実施し、平和構築及び復興開発等のプロセスへの女性の参画を一層促進する。

- ② 紛争下の性的暴力防止について、関連国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護等に着実に取り組む。

## ウ 国際機関等との連携・協力推進

- ① UN Women を始めとする国際機関等への積極的貢献を図るとともに、連携の強化等を図る。
- ② 国際的な取組を効果的に推進し、さらに、その成果等を国内における取組に反映させるため、国内の民間企業、女性起業家、女性団体、NGO 等多様な主体との対話、連携・協力を努める。

## エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- ① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表などに、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材を育成することや、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職を支援することを強化する。また、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う。
- ② 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進める。

## オ 国際会議等における日本の貢献と取組の発信

- ① 国際会議において、我が国の経験、特徴等（男女共同参画の視点に立った防災・復興等）をいかした取組等の情報発信、共有により、男女共同参画に関する国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。
- ② 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC 女性と経済フォーラム等の地域会合に積極的に参加し、参加各国との連携を図ることにより、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献する。
- ③ 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」の毎年開催を始めとする国内における国際的な会議等の開催や、国際的な広報の実施により、我が国の男女共同参画に関する取組を国際的に積極的に発信する。